

工事請負契約における最低制限価格制度の導入について

対象契約

一般競争入札（総合評価落札方式を除く）に付する予定価格が1億円未満のすべての業種の工事請負契約

最低制限価格の設定方法

(1) または (2) のうちいずれか低い額

上記金額が、予定価格の3分の2に満たないときは予定価格の3分の2とします。
また、予定価格の85%を超えるときは予定価格の85%とします。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額

- 直接工事費の95%
- 共通仮設費の90%
- 現場管理費の60%
- 一般管理費の30%

(2) 当該入札の入札者の平均入札額の90%

この場合の入札者には予定価格を超過した金額を記載した入札書を提出した入札者は含みません。

予定価格1,000万円の工事の入札における例

(1) の額は750万円とする。

ケース1

A社740万円、B社760万円、C社900万円の場合

⇒ **A社が落札**（最低制限価格=720万円）

(1) 750万円 > (2) 720万円 ($\frac{800万円}{平均入札額} \times 0.9$) のため

ケース2

A社740万円、B社960万円、C社1,000万円の場合

⇒ **B社が落札**（最低制限価格=750万円）

(1) 750万円 < (2) 810万円 ($\frac{900万円}{平均入札額} \times 0.9$) のため

実施時期

平成21年4月1日以降に発注する工事に適用します。

(参考)

予定価格が1億円以上の工事請負契約については、低入札価格調査を実施します。

調査基準価格は、最低制限価格と同様の設定方法により設定します。